

加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業（以下「本事業」という。）は、ひとり親家庭等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に支援が必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等により、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第17条に規定する母子家庭日常生活支援事業、同法第31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業及び同法第33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。
- (2) ひとり親家庭等 法第6条第1項又は第2項に規定する者が現に20歳未満の児童を扶養している家庭及び同条第4項に規定する寡婦をいう。
- (3) 家庭生活支援員 ひとり親家庭等の居宅等において支援を実施する者をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、加古川市とする。

2 市は、次に掲げる業務を、地域の母子父子福祉団体、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、介護事業者等（以下「事業者」という。）に委託できる。

- (1) 家庭生活支援員の選定及び登録
- (2) 家庭生活支援員の派遣

(対象者)

第4条 本事業の対象は、市内に住所を有するひとり親家庭等で、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に支援を必要とする家庭
- (2) 生活環境等が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている家庭
- (3) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育している家庭で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等（所定内労働時間の就業を除く。）、定期的な生活援助を必要とする家庭

(支援の種類及び内容)

第5条 本事業の支援の種類は生活援助とし、援助内容は次に掲げるものとする。

- (1) 食事の世話
- (2) 住居の掃除
- (3) 衣類の洗濯
- (4) 生活必需品等の買い物
- (5) 身の回りの世話
- (6) その他市長が必要と認める援助

2 前項の規定にかかわらず、原則として、ひとり親家庭等の親が不在時における居宅での支援は行わない。

(実施場所)

第6条 援助の実施場所は、ひとり親家庭等の居宅とする。

(支援の期間等)

第7条 本事業の支援の期間は、利用希望日からその日の属する年度の末日までの間で市長が決定する。

- 2 派遣日数は、一家庭あたり年間50日を限度とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは期間を延長することができる。
- 3 派遣時間は、午前7時から午後9時までの間とし、1時間を基本単位とし、1日につき2時間を限度とする。

(利用申請等)

第8条 本事業の利用を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用申請書（様式1。以下「申請書」という。）に、別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市のホームページ上に設けた様式に入力した事項を市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行われた申請については、同項に規定する書面により行われたものとみなす。この場合において、当該申請は当該記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
- 3 市長は、申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、利用に係る決定を行い、加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用決定通知書（様式2）により申請者に通知するとともに、加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣依頼書（様式3。以下「派遣依頼書」という。）により、速やかに事業者家庭生活支援員の派遣を依頼しなければならない。
- 4 事業者は、派遣依頼書を受領したときは、申請者と利用に係る調整を行い、遅滞なく家庭生活支援員を派遣しなければならない。
- 5 事業者は、派遣依頼書に基づく援助が完了したときは、加古川市ひとり親家庭等日常生

活支援業務実施報告書（様式4）により、実施内容を市長に報告しなければならない。

（費用の負担）

第9条 本事業の利用者は、別表に定める基準により本事業の利用に要した経費を負担するものとし、本事業の利用後に、当該経費を事業者に直接支払うものとする。なお、児童扶養手当支給水準の世帯として取り扱う者の所得の計算にあたっては、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例によるものとし、児童扶養手当法施行令第6条の7の規定は適用しないものとする。

（守秘義務）

第10条 事業の実施に従事する者は、事業の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年7月16日より施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日より施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日より施行し、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

別表（第9条関係）

利用世帯の区分	利用者負担額 (1時間当たり)
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準世帯 (生活保護世帯、市町村民税非課税世帯を除く。)	150円
上記以外の世帯	300円

※いずれも第8条の利用申請時における区分とする。

※市町村民税非課税世帯については、ひとり親家庭等に属する者の前年の所得（1月から7月の間は、前々年の所得）に係る市町村民税を対象とする。

(様式1)

受付印

加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用申請書

年 月 日

加古川市長 様

(申請者) 住所

氏名

電話

次のとおり、ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用を申請します。なお、事業の利用にあたり、私と世帯員の住民基本台帳、課税状況及び児童扶養手当に関する公簿等を調査すること並びに、申請書に記載のある情報をヘルパー派遣業者に情報提供することについて同意します。

世帯員	氏名	続柄	生年月日	アレルギー・病気等
		本人	年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
派遣理由 (いずれかに○をつけること)	(1) 一時的に支援が必要〔事由：□就職活動中 □疾病 □その他 ()〕 (2) 生活環境等が激変〔詳細： ()〕 (3) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しており、定期的な生活援助が必要			
希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
希望する援助	□食事の世話 □住居の掃除 □衣類の洗濯 □生活必需品等の買い物 □身の回りの世話 □その他 [()]			
緊急連絡先	フリガナ 氏名	(続柄)	連絡先	

世帯区分	□ 生活保護世帯・ □ 児童扶養手当支給水準世帯 □ その他の世帯 市町村民税非課税世帯
備考	駐車場 :【 有 ・ 無 】 希望の曜日 :【 有 () ・ 無 】 希望の時間帯 :【 有 () ・ 無 】

※太枠内は記入しないでください。

(様式2)

第 号
年 月 日

※住所を表示

※氏名を表示 様

加古川市長

加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用決定通知書

年 月 日付で申請のありました、加古川市ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

派遣期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用者負担額	1時間あたり 円

※注意事項を表示

(様式4)

年 月 日

加古川市長 様

所在地

事業所名

代表者名

加古川市ひとり親家庭等日常生活支援業務実施報告書

加古川市ひとり親家庭等日常生活支援業務を実施したので、下記のとおり報告します。

記

対象者氏名	支援内容			
派遣日	派遣時間帯	派遣時間	援助内容	家庭生活支援員
年 月 日	午前・午後 時 分～	通常時間 時間		
	午前・午後 時 分	早朝夜間 時間		
年 月 日	午前・午後 時 分～	通常時間 時間		
	午前・午後 時 分	早朝夜間 時間		
年 月 日	午前・午後 時 分～	通常時間 時間		
	午前・午後 時 分	早朝夜間 時間		
年 月 日	午前・午後 時 分～	通常時間 時間		
	午前・午後 時 分	早朝夜間 時間		
年 月 日	午前・午後 時 分～	通常時間 時間		
	午前・午後 時 分	早朝夜間 時間		
年 月 日	午前・午後 時 分～	通常時間 時間		
	午前・午後 時 分	早朝夜間 時間		
年 月 日	午前・午後 時 分～	通常時間 時間		
	午前・午後 時 分	早朝夜間 時間		
年 月 日	午前・午後 時 分～	通常時間 時間		
	午前・午後 時 分	早朝夜間 時間		
合計派遣時間数	通常時間 時間	早朝夜間 時間		